

「滋賀県保健医療計画」中間見直し(滋賀県医師確保計画、滋賀県外来医療計画 の改定を含む)について

第8次滋賀県保健医療計画について、計画の基本理念や計画で目指す3つの姿をはじめとした基本施策の方針は継続しつつ、次のとおり中間見直しを行う。また、保健医療計画の一部として定めている滋賀県医師確保計画および滋賀県外来医療計画についても改定を行う。

滋賀県保健医療計画中間見直しについて

1. 計画の位置づけ

- ・本県の保健医療施策推進の目標
- ・医療法第30条の4第1項に基づき作成。都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画。
- ・都道府県は、医療法第30条の6第1項に基づき、3年ごとに調査・分析および評価を行い、必要がある
と認めるときは、医療計画を変更。
- ・令和8年度は、第8次計画期間の中間年であり、中間見直しを実施。

2. 計画期間

- ・令和9年度～令和11年度(中間見直し後)
- ※全体の計画期間は令和6年度～令和11年度

3. 基本理念

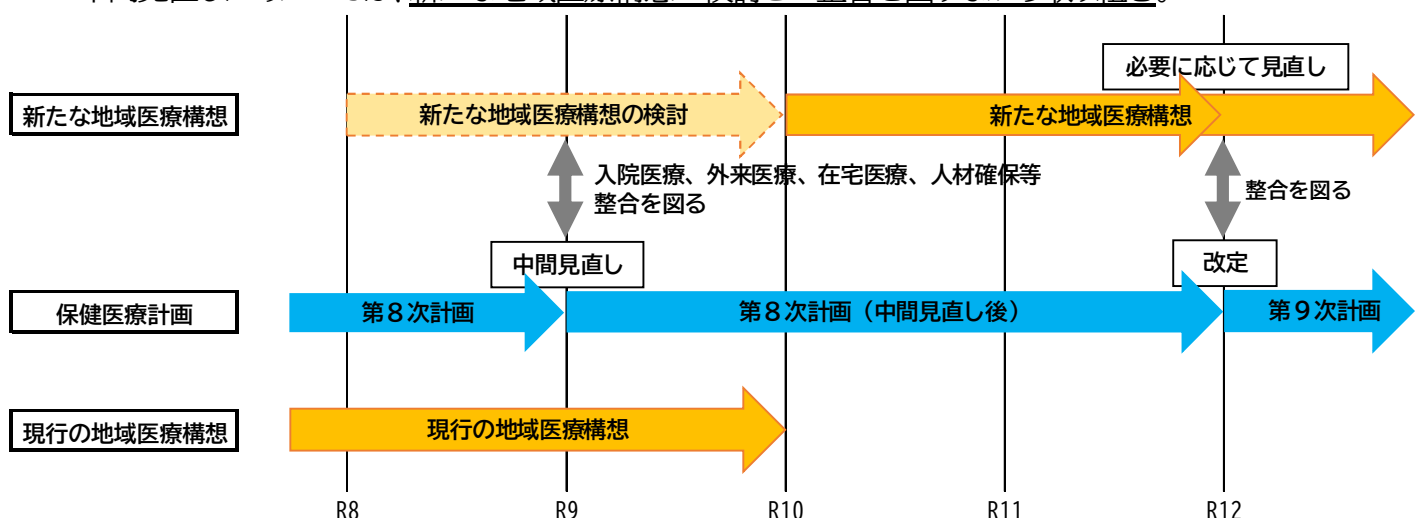
『誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現』
～健康的な生活を送るための「医療福祉」の推進～

4. 計画で目指す3つの姿

- ・誰もがそれぞれの地域で自分らしく健康的に暮らしており健康寿命が延びている
- ・どこにいても、生まれる前から看取りまで、切れ目なく必要な医療福祉を受けることができる
- ・医療福祉にかかわる人材が充実し、地域における体制が整備されている

5. 中間見直しのポイント

- ・これまで、地域医療構想は、保健医療計画の記載事項の一つとされてきたが、今後、新たな地域医療構想は、保健医療計画の上位概念として位置付けられる。このことを踏まえ、今回の保健医療計画の中間見直しにあたっては、新たな地域医療構想の検討との整合を図りながら取り組む。



- ・5疾病・6事業・在宅医療をはじめ各分野において、現行計画の進捗評価を踏まえ、取組内容や指標について、必要に応じて見直しを実施。
- ・退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して医療が行われる在宅医療提供体制を構築するため、在宅医療の圏域を設定する。
- ・国が示す精神病床にかかる基準病床数の算定式に基づき、精神病床にかかる基準病床数の見直しを検討する。

滋賀県医師確保計画について

1. 計画の位置づけ

- ・地域・診療科偏在の是正に向けた医師の確保。

2. 改定のポイント

- ・全国の医師偏在状況を統一的・客観的に比較・評価する医師偏在指標において、上位 1/3 を「医師多数区域(大津・湖南圏域)」、下位 1/3 を「医師少数区域(甲賀圏域)」として設定したうえで、各地域の実情に応じた医師の確保方針を定める。
- ・優先的・重点的に医師偏在対策を進める「重点医師偏在対策支援区域」を対象とした「医師偏在是正プラン」を策定し、経済的インセンティブに係る事業を実施する。
- ・診療科偏在の是正に向け、特に医師確保が必要な診療科を設定し、当該診療科の医師確保に向けた取組を推進する。

滋賀県外来医療計画について

1. 計画の位置づけ

- ・外来医療提供体制の確保に向けた、外来医療機能の偏在是正と機能分化・連携の推進。

2. 改定のポイント

- ・外来医療機能の偏在を可視化する外来医師偏在指標において、全国上位1/3の圏域を外来医師多数区域と設定するとされており、大津圏域と湖西圏域が該当。
- ・外来医師多数区域の新規開業者には、地域で不足する外来医療機能(初期救急、在宅医療、公衆衛生等)を担うこと求める。ただし、地域ごとに課題等が異なるため、地域の実情等に応じて、外来医師多数区域の設定や担うことを求める機能を検討する。
- ・外来医師多数区域では、令和7年度より報告が開始したかかりつけ医機能報告のデータも活用し、地域で不足する外来医療機能をより定量的に把握して、協議の場で議論する。

今後のスケジュール予定

- ・9月定例会議常任委員会【骨子案】
- ・11月 医療審議会【素案】
- ・11月定例会議常任委員会【素案】
- ・12月下旬～1月下旬 県民政策コメント
- ・3月 医療審議会【原案】
- ・2月定例会議常任委員会【最終案】
- ・3月 見直し完了